

(写)

千労発基 1108 第 1 号  
令和 6 年 11 月 8 日

千葉地方労働審議会

会長 皆川 宏之 殿

千葉労働局長

岩野 剛

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成 21 年千葉労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。